

気象警報等への対応について

令和8年5月29日より改訂

台風をはじめとする気象の変化にともなう登下校について、下記のとおりとします。

1 自宅待機となる場合

和歌山市に、以下のいずれかの警報が午前6時現在で発表中の場合については自宅待機とする。

- ①特別警報（種類を問わない）
- ②レベル3以上の氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報
- ③暴風警報、大雨警報、洪水警報



以下、上記の ①～③ を「気象警報」という。

和歌山市に気象警報が発表されておらず、居住地の市町村に気象警報が発表されている場合、当該生徒は登校を見合わせてください。なお、その場合、学校は通常授業を実施していますが、当該生徒のみ、出席停止扱いとします。

2 気象警報解除への対応

午前6時以降、午前10時までに気象警報が解除された場合、午後1時から授業を開始します。また、和歌山市に気象警報が発表されておらず、居住地の市町村に気象警報が発表されていた場合、当該生徒は気象警報が解除され次第、安全を確認し速やかに登校してください。

3 解除されなかった場合

午前10時の時点で、気象警報が解除されていない場合は、休校とします。居住地の警報が解除されず登校できなかった場合、当該生徒は「出席停止」扱いとします。

4 考査期間中の対応

考査期間中、気象警報が発表されたときは次のとおりとする。

- ア 午前6時以後午前10時までに解除された場合、午後1時からSHR・考査を実施します。
- イ 午前10時までに解除されない場合、その日の考査は考査最終日の次の日に実施します。

5 登校後の気象警報の発表に際して

状況をふまえながら下校あるいは、授業の継続等の判断をします。その場合、学校からご家庭にライデンメール等で連絡します。